

西大和学園医師の会 会則

第1章 総則

第1条 名称

本会は西大和学園医師の会と称する。

第2条 事務局

本会は、その事務局を西大和学園中学校・高等学校事務局内に置く。

第3条 目的

本会は、西大和学園中学校・高等学校同窓会の協力の下、会員相互の親睦と福利の増進、知識及び情報の交換を図り、医学・医療の発展に貢献するとともに、各会員の向上、発展を目指す。またひいては母校の振興繁栄に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員名簿及び会報等の発行
2. 講演会、交流会及び情報交換会等の開催
3. 西大和学園医師の会会員、母校関係者の医療相談
4. 母校在校生、卒業生の進路相談、入局相談と交流会
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 会員の種類及び資格

本会は、次の会員をもって組織する。

1. 通常会員 ①西大和学園高等学校を卒業した者で、本会の趣旨に賛同する者のうち、医師資格を有している者
②西大和学園中学校または高等学校に在籍したことのあるもので、医師資格を有し、役員会の承認を得た者
2. 特別会員 現に本学園に在職する教職員及び在職した旧職員

第6条 会費等

1. 本会は、企画ごとに、実費を徴収することができる。
2. 本会は、会員からの寄付を募り、会費を徴収することができる。
3. 既納の会費及び実費は、いかなる理由があっても返還しない。

第7条 会員の情報提供

本会員には、第3条の目的達成のため、自己の近況及び他の会員の参考となる事項等を、本会に情報提供できるよう努める。

第3章 役員等

第8条 役員

本会の役員及び員数は、次のとおりとする。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名以内
- ③ 代表幹事 必要に応じて置く。ただし、卒業期ごとに2名以内とする。
- ④ 会計 1名
- ⑤ 監査 1名
- ⑥ 書記 1名
- ⑦ 事務局 若干名

第9条 役員の選出方法

1. 各役員の選出方法は、次のとおりとする。なお、会長と副会長の兼任を除き、役員の兼任は禁止されない。(西大和学園同窓会長と、西大和学園医師の会の役員の兼任は不可)
 - ① 会長 総会において、本会会員の中から選出する。
 - ② 副会長 会長が、本会会員の中から選出する。
 - ③ 代表幹事 会長が、本会会員の中から選出する。
 - ④ 会計 会長が、本会会員の中から選出する。
 - ⑤ 監査 役員会が、本会会員の中から選出する。
 - ⑥ 書記 会長が、本会会員の中から選出する。
 - ⑦ 事務局 会長が、本会会員の中から選出する。

2. 会長、副会長、代表幹事、会計、書記、監査、事務局は、選出された後初めて開催される総会において、当該役員に選出されたことを総会に報告する。

第10条 役員の職務

本会の役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長 本会の一切の会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長の職務の執行に支障のある時は、会長の職務を代行する。
3. 代表幹事 代表幹事は、役員会への出席その他の会務を執行する。
4. 会計 会長を補佐し、会長と共同して決算報告書その他会計書類を作成し、役員会に提出する。
5. 監査 本会の業務及び会計を監査する。
6. 書記 本会の議事を記録する。
7. 事務局 本会の事務を行う。

第11条 役員の任期

- ① 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- ② 任期満了前に辞任しまたは解任された役員（以下「前任者」という。）に代わり、新たに選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ③ 任期満了または辞任により退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまで、引き続きその任務を行なう。

第12条 役員の解任

役員会は、役員が次のいずれかに該当すると認めるときは、該当役員を解任することができる。

- ① 役員としてふさわしくない非行があったとき。
- ② 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又これに堪えないとき。
- ③ その他、役員会が、解任相当と認めるとき。

第13条 顧問及び相談役

- ① 本会は、役員会の決議により、顧問及び相談役を置くことができる。
- ② 顧問及び相談役は役員会で推挙された者なることができる。
- ③ 顧問及び相談役は、役員会に出席し、会長の諮問に応じてその意見を述べることができる。
- ④ 顧問 1名
- ⑤ 相談役

第4章 機関

第1節 機関の種類

第14条 機関の種類

本会に以下の機関を置く。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ その他役員会が必要と認めた機関

第2節 総会

第15条 総会の開催

1. 総会は、本会会員で構成され、本会会員の相互の親睦を図る場として、4年に1回の定時総会を開催する。ただし、会長が必要と認めた場合には、いつでも招集することができる。
2. 総会の招集は、役員会の承認を得て会長が行う。

第16条 総会の決議事項

総会は、本会則に規定する事項及び本会会員の大部分に特に重要な不利益を与える恐れのある事項について決議する。

第17条 総会の決議・議事運営

1. 総会決議は、総会に出席した通常会員の過半数をもって行う。
2. 総会の議事運営は、会長が主宰する。

第3節 役員会

第18条 役員会の開催

役員会は、会長、副会長、代表幹事、会計、監査、書記、及び事務局をもって構成され、各役員はいつでも役員会を招集することができる。

第19条 役員会の決議事項

1. 本学園に対する支出
2. 重要な財産の処分及び譲受け
3. 金融機関等からの借り入れ
4. 第5条1項②の会員の承認

5. 会長、代表幹事及び監査の選出
6. 役員解任
7. 総会の招集
8. 総会に提出する議題及び事案
9. 本会事業計画及び事業報告の承認
10. 予算及び決算の承認
11. その他の本会の運営及び業務執行に必要な事項

第20条 役員会の決議・議事運営

1. 役員会の決議は、役員過半数が出席し（予め、役員会に委任状を提出した役員は、役員会に出席したものとみなす。）、その過半数をもって行う。オンラインによる参加も出席と認める。ただし、代表幹事の議決権数は、各卒業年度に1個ずつとする。
2. 代表幹事は、正当な理由がある場合、当該代表幹事が属する卒業年度の通常会員の中から1名、代理を選任して役員会に出席させることができる。
3. 第1項の決議について、特別の利害関係を有する役員は、議決に加わることができない。
4. 役員会の議事運営は、会長が主催する。

第5章 会計

第21条 事業年度及び会計年度

本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第22条 経費

本会は、第6条の会費、本会会員及び有志等からの寄付金並びにその他の収入によって運営する。

年会費等は徴収せず、各種会合に参加した者より徴収とする。

第23条 決算・予算

1. 会長は、本会の決算を翌年度の5月末日までに行い、その後初めて開催される役員会において決算内容を報告し、役員会の承認を得る

ものとする。

2. 会長は、本会の予算を会計年度末までに編成し、その後初めて開催される役員会において予算内容を報告し、役員会の承認を得るものとする。

第24条 管理者

本会の一切の資産は、会長が管理する。

第6章 本会則の改正・細則

第25条 会則の改正

本会則は、役員会の決議によって改正することができる。但し、本会則を改正した場合、会長は、改正後の規則を総会において報告する。

第26条 細則

本会則に定めることとされている細則及び本会則の施行に必要な細則は、役員会の決議により定めることができる。

第7章 附則

第27条 施行

1. 本会則は、2021年7月31日の総会で会長が報告し、総会出席者から何らの異議がないことを確認する。
1. 本会則は、2021年7月31日から施行する。

以上

上記について確認する。

2021年7月31日

会長 _____ 印